

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第5回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年3月25日（金）14時00分～15時35分
- 2 場所 Web 会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、総務省
- 4 オブザーバー 警察庁

（1）不適正利用の防止に向けた考え方（JUSA）

JUSA：犯罪者は法令を守るつもりはなく、強い規律によって善良な事業者のみが疲弊していき、市場での競争上不利になる可能性がある。このような事態にならないよう新たな規律を課す場合には十分な検討が必要。電気通信番号使用計画の認定状況を公表することで、卸提供時に認定の有無を確認することが可能となるが、認定内容までは把握できないことから一定程度の確認となる。違反事業者との取引がなくなるように、違反については公表すべき。

番企室：資料中の回線非設置者に対する番号の直接割当てについては、現状の日本では回線設置者のそれぞれのデータベースで番号を管理し、経路制御しているため、諸外国で見られるようなデータベースの中央管理も合わせて検討する必要があると思う。

また、電気通信番号使用計画のみなし認定の廃止を含めた提案があったが、現行制度の施行からは3年ほどしか経っていないため、まずは現行制度の中で可能な改善点を考えるべきである。違反事業者に対する指導や認定取消しといった番号制度の厳格な運用に努めたい。

JUSA：会員事業者の拡大については、協会としては中立でオープンに受け付けているが、悪質事業者が会員になると困るので、関係機関と相談している。優良事業者の見える化については、協会内で議論しているところで、番号の適正利用だけでなく、評価事項については多々検討が必要。

消行2課：番号利用停止スキームの協力機関が増えることは喜ばしいことであり、検討していきたいと思う。JUSAのよさを客観的に示せるような仕組みを引き続き検討して欲しい。

（2）電話転送サービスの不適正利用の実態（楽天コム）

楽天コム：電話転送サービスに限らないが、利用約款による契約であっても、事業用（注：電気通信事業の用に供することを目的としていることをいう。以下同じ。）の可能性がある提供先に対しては、営業担当から都度確認している。事業用であった場合、相対契約に変更している。契約時点では気づけず、事後的に対応することもある。また、電気通信事

業の届出等の手続の実施についても、提供先に確認している。

JUSA：事業用であることは、どのよう分かるのか？

楽天コム：電話サービス以外の相談を受けたときに発覚することがある。その際に巻き取って対応する。

番企室：提供先が事業用で利用しているか、事業用の場合に提供先が必要な手続を実施しているかを確認することは非常によい取組である。契約の相手方との日頃のコミュニケーションが重要だと思う。

（３）転送電話サービスの提供に関する論点整理について（NTT ドコモ）

質疑なし

（４）電話転送サービス等の論点整理について（NTT コム）

質疑なし

（５）意見交換

TCA：第3回会合を受けて、TCA 会員事業者に論点を照会した結果を紹介する。

卸提供の階層の把握等については、サービスを再販する事業者が再販先の事業者や顧客の情報を卸元事業者に通知することは、卸元事業者と卸先事業者の間の公正競争上の問題があり、不適切ではないかという意見があった。

卸元事業者の責務については、電話転送サービスの提供に当たり、法令で定められた手続を実施していないことが明らかである場合等に、卸提供を拒否することを卸契約に規定することは可能と考えるが、一義的にはエンドユーザに役務を提供する事業者の義務であると考えため、卸提供の拒否の運用は限定的とすべきという意見があった。

卸先事業者の不正への対応については、利用目的の確認は電気通信サービスの公共性の観点から不適切ではないか、また、目的外利用を理由として提供を停止することも不適切という意見があった。

番企室：卸提供の階層の把握等については、本連絡会参加の事業者とも同じ考えだと思う。

卸先事業者の不正への対応については、目的外利用を理由に直ちに全て停止するという趣旨ではないが、各社の利用約款において禁止事項を定めている事例もある。卸提供ルールの適用においては、事業用かどうかの確認が前提となる。また、発覚時に卸契約に変更する楽天コムのやり方は1つの解だと思う。

NTT 東西：いろいろ確認しようとしても虚偽申告もあるので、虚偽に対してどう対応するのか議論が必要。

番企室：まずは性善説の考えに立ち、虚偽契約など不正が発覚した段階で対応するのが1つの考えかと思う。

KDDI：問題を未然に防ぐことが重要。ネットワークを守るという観点では対応しているが、その他の観点でも有効な確認事項があれば、取り込むことが必要と思う。

番企室：有効な確認方法について事業者間での情報共有がうまくいけば、業界としてよい方向に進むと思う。

ソフトバンク：他社の意見に賛成。できる限り効果的な事項は協力していきたい。

JUSA：NTT 東西の指摘は正しいと思う。確認が申告ベースである以上、現実的には完璧な確認はできないと認識。

番企室：KDDI の考えのように未然に防ぐことが理想だと思うが、楽天コムのように事後においても対応していくことも必要。契約相手と良好なコミュニケーションを保つことが重要だと思う。

以上